

見 坤八十七

歐米派出大使御用留之内

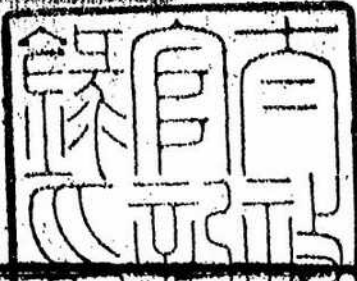
日本在留各國公使書

翰往復并應接記

外務省調

143	第十類
二十架上	册
函	依大

国立公文書館	
分類	
排架番号	2 A
	33-6
	④ 419



嘉永十有月

弟佛ハ九日 嘉永ハ十四日奉ス

吾國公使ヨリ奉ル

以テ奉ル所ニテハ

吾國公使ノ御意ニテハ

同ノ禮ヲ御メカレテ

特ダ全ク御意ニテハ

大方御利直ニテ

山ノ内ヲ方ヲ

十
分
首

考あるに... 改定... 手紙... 之を... 之を... 因縁... 次... 帆日限...

大正五年...

明治...

大正...

大正...

エフ...

大正...

マキ...

大正...

チヤ...

高麗國使臣

エフヘーファントルアーフエシ

伊那利山物使臣

コントアレサシドロフエ

西遊方使臣

ヘフレラロドリゲセラス

海地利國使臣

ヘンリーガリツセ

白身義士使臣

オーユストフスキンアテンハイキ

新嘉坡使臣

エフペーファントルアーフエシ

海峽那身回國使臣

エフペーファントルアーフエシ

丁桂國使臣

エフペーファントルアーフエシ

回歴し、此の如き事柄の起るに由るは、
可なりと云ふ事也。此の如き事柄の起るに由るは、

明治四年十月十日、
和親使節團の事

和親使節團の事

オラゴースキー

先下

此の如き事柄の起るに由るは、
可なりと云ふ事也。此の如き事柄の起るに由るは、

幸甚十月十日

一 葡萄白銀葉の事

以手紙致し、此の如き事柄の起るに由るは、

各日、此の如き事柄の起るに由るは、

和親使節團の事
葡 萄 今、此の如き事柄の起るに由るは、

此の如き事柄の起るに由るは、

可なりと云ふ事也。此の如き事柄の起るに由るは、

和親使節團の事

葡萄酒の関税

イロレーロ

白葡萄酒の関税

エルストロース

ウナ

幸甚幸甚。官署に於ては、此の如き事

一々に於ては、ハラスの事柄

以上は、所管の事務に於ては、此の如き事柄

を以て、物原に於ては、此の如き事柄

を以て、物原に於ては、此の如き事柄

を以て、物原に於ては、此の如き事柄

を以て、物原に於ては、此の如き事柄

を以て、物原に於ては、此の如き事柄

Blank lined area for text on the right page.

幸甚幸甚 目下 貴省 事務 甚 忙 矣

一 切 事務 均 係 日 本 事務

以 貴 省 事務 之 繁 雜 故 亦 難 免 有 誤 也

以 貴 省 事務 之 繁 雜 故 亦 難 免 有 誤 也

幸 甚 幸 甚 目 下 貴 省 事務 甚 忙 矣

一 切 事務 均 係 日 本 事務

以 貴 省 事務 之 繁 雜 故 亦 難 免 有 誤 也

以 貴 省 事務 之 繁 雜 故 亦 難 免 有 誤 也

少留由未行くは懸念多し此深慮諸君に
物々々此頃此在國々々々々々々々々々々々
旋々旋々及今止らざるは海軍何れも
とて其果の口を海軍に及ばざる可し
此等此等此等此等此等此等此等此等

明治四年三月廿七日 岩倉使視

エムホンブランド

岩倉

奉多十日の事

一英國代官の傳へる書

翻譯文

昨日此の事此の事此の事此の事此の事

天の降下し給ふ事此の事此の事此の事
古往々々此の事此の事此の事此の事
此の事此の事此の事此の事此の事此の事
此の事此の事此の事此の事此の事此の事
此の事此の事此の事此の事此の事此の事

本國利益に情眼を有し、且強源原に條
約改定に及ぶ事政府の目的を以て
各々其の政府に請書して其の意を宣
洩せしむ。大旨を叙す。本國の政府は條
約改定に限らず、大使の出入りも亦其の
法に依りて是也。

白帝陛下の政府は其の意を以て本國の
利益を以て其の政府に請書して其の意を
宣洩せしむ。

件に依りて是也

夫も陛下の意を以て其の政府に請書して其の意を
宣洩せしむ。且其の政府は其の意を以て本國の
利益を以て其の政府に請書して其の意を宣洩せしむ。
本國の利益を以て其の政府に請書して其の意を宣洩せしむ。

英國代理公使

十月七日

エフ、オ、アダムス

本務大補手嶋宗則

[Blank columns for text]

明治十年十月廿一日

一 陽西海邦總領事官の通書

十月廿一日 陽西海邦總領事官の通書

より 陽西海邦總領事官の通書

大正十年十月廿一日 陽西海邦總領事官の通書

大正十年十月廿一日 陽西海邦總領事官の通書

大正十年十月廿一日 陽西海邦總領事官の通書

大正十年十月廿一日 陽西海邦總領事官の通書

吾國之政府は預議を要し内朝に上進し
高議確定可致候旨今是を四葉の条約
より改訂の條款を預報せる能はばといふも
凡中外臣の符証衆犯の裁判租収税の
規則苛政改訂の意は外より隨に游歩
規程并居留地等之事は及らば中及る事
孰も然るを念ふべき度いかなる得んか
以上

明治四年辛未十月七日 外務大輔寺嶋宗則

外務卿副島種臣

大額利を泥亞代理候

エフ、オ、アタムス

佛蘭西國全權候

マキシムウートレー

伊老利國特汎全權候

コントアレサンドロフエ

外務省

政府は諸君の如くは務るべきは其の如くは
此道に於ては其の如くは其の如くは
以上

以て其の如くは其の如くは

其の如くは其の如くは

大船利を以て其の如くは

エフ、オ、アタムス

伊多島西國を以て其の如くは

マキシムウートレー

亞美利加島を以て其の如くは

ナヤルレスイデロンク

其の如くは其の如くは

エフ、ア、フ、ア、ド、ル、フ、フ、エ、シ

伊多島西國を以て其の如くは

エント、ア、レ、サ、ン、ド、ロ、フ、エ

西班牙國を以て其の如くは

ヘフレラ、ロトリゲゼムフス

外務省

エルストロース

魯西國公使

オラロースキー

葡國公使

ポルトロロ

キヤ

各國使節一行名目

特命全權大使

右大臣岩倉具視

副使

参議赤松若元

大藏卿大久保利通

工部大輔江藤文

外務少輔山岡芳

外務省

一等書記官

外務少輔田中義一

外務大臣陸奥宗光

外務次官小幡篤之

福地源一

二等書記官

外務少輔渡邊洪義

外務次官小幡篤之

外務次官小幡篤之

三等書記官

川崎實

四等書記官

文藝部助池田政憲

外務大臣陸奥宗光

理事官

陸軍少将山田顯義

司法大臣鳩山和行

外務省

外務省

外務省事務

外務省事務

外務省事務

外務省事務

外務省事務

外務省事務

大使館

式部卿五辻安伸

外務大臣野村浩

皇太子御下御中山信繁

外務大臣野村浩

外務大臣野村浩

外務大臣野村浩

山田理孝官隨行

皇太子御下御中山信繁

外務省事務

外務省事務

外務省

外務省

司法事務司中健明

司法事務司中健明

長官 文炳

東之世事務官池水

宮内省村田經滿

田中事務官池水

租稅事務司山後一

河部

潛

沖 守 固

檢査大属松山一成

租稅事務司富田常保

肥田理事官池水

法道中属瓜生一農

田中不二磨理事官池水 文部事務司長無兼健

正七位中島永元

事務省

天皇陛下より大臣等御座りて御座りて
御座りて御座りて御座りて御座りて
御座りて御座りて御座りて御座りて
御座りて御座りて御座りて御座りて
御座りて御座りて御座りて御座りて
御座りて御座りて御座りて御座りて
御座りて御座りて御座りて御座りて
御座りて御座りて御座りて御座りて
御座りて御座りて御座りて御座りて
御座りて御座りて御座りて御座りて

以上

明治三十二年

フイナリヨコドリケズイムズ

日本文学館下り御座り 御座り

副官の御座り

素

素

手紙の如く申出有 親睦の情は如何に感
謝する所なり 貴省の御手紙を以て之を以て
回覧する所なり 貴省の御手紙を以て之を以て

四日申出有
貴省の御手紙

御手紙の御返事
御手紙の御返事

西理牙國代理官

ヘブリラロドリゲゼムノス

署名

申出有ハハキス

一者申出有ハハキス

以て御手紙の御返事 貴省の御手紙を以て之を以て

申出有ハハキス 貴省の御手紙を以て之を以て

申出有ハハキス 貴省の御手紙を以て之を以て

申出有ハハキス 貴省の御手紙を以て之を以て

申出有ハハキス 貴省の御手紙を以て之を以て

申出有ハハキス 貴省の御手紙を以て之を以て

海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部

海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部

海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部
海軍省海軍本部

外務省

協定書の署名をなすに任ぜられた

アントニオセルジヲデソサー

白身魚の供給を任ぜられた

オリゴストフキントローテンベキ

伊豆列島の統治を任ぜられた

コンーアレカントロフエ

了徳園代官を任ぜられた

○

○エフペーアアエトルーフエ

西遊船を代官を任ぜられた

ヘフレフロトリケサムノス

現出那身回國辨官を任ぜられた

エフペーアアエトルーフエ

船を運ぶに任ぜられた

エムフヲアラント

渡船の必要を任ぜられた

外務省

インリーカリツセ
以下

場面会館玉巻紙

シブレンワルト
以下

申す月日百多叙ス

一 年 國 庭 存 心 直 叙

御 旨 文

昨の所々を稱しては、然るに條約改正の趣旨
を以て、各々十月十日の御旨に、以て、誠意を
示す。然るに、其可改定の色々なるを、
為後、乃ち、御旨に、以て、御旨に、
改定して、之を、御旨に、以て、御旨に、

邦人國を侵奪し得ん何んが其の故か
海軍は其の要なり其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か

海軍は其の要なり其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か
其の要なきは其の故か其の要なきは其の故か

美國代官

エフアラダムス

外務省代官

手記

外務省

五

Large empty table with vertical columns, likely for notes or a ledger.

由

一

一

二

三

四

五

六

外務省

外務省

江華島に於ける日清議定書

同議定書に附する

併せて送附

光緒二十六年

コントトキニス

加納江副官の報告

外務省に送附する

等々

申す月正に於て

一 協定書の保存に於て

千九百零六年

昨日の事柄は既に報告せられたるが如く、協定書の保存に

関するに、内務省に於て、大體協定書の保存に、我國

の事情に於て、如何なるべきかを、協定書の保存に

関するに、内務省に於て、如何なるべきかを、協定書の保存に

関するに、内務省に於て、如何なるべきかを、協定書の保存に

外務省

外務省

之、西遊也、何、國、其、改、定、成、其、後、り
調、令、之、を、控、護、也

大、臣、階、下、其、侍、臣、等、不、亦、之、を、以、て、改、定、之、を、
其、旨、に、以、て、其、旨、を、不、同、時、に、然、る、を、以、て、其、旨、
を、改、定、之、を、改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、
十月、有、之、を、改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、
改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、
改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、
改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、

近、之、を、改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、
改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、
改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、
改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、
改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、
改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、
改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、
改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、
改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、
改、定、之、旨、に、以、て、其、旨、を、改、定、之、を、

十、外、務、省

外務省

ニシテハニキキヤクノカク

英領ノカク
カクニキキヤクノカク

アムステルダム

カクニキキヤクノカク

カクニキキヤクノカク

カク

申付ヨリカクニキキヤクノカク

一喜國カクニキキヤクノカク

條約カクニキキヤクノカク

カクニキキヤクノカク

カクニキキヤクノカク

天竺カクニキキヤクノカク

カクニキキヤクノカク

カクニキキヤクノカク

外務省

外務省

本年四月十九日附申書第... 外務省

前奉口書第... 外務省

條約... 外務省

知事... 外務省

導... 外務省

存... 外務省

終... 外務省

第... 外務省

外務省

外務省

エウゲニー。ビューワオフ

若仁君

外務省

外務省

Blank lined area for text on the right page.

中野自記

一 福澤諭吉の自記

福澤諭吉の自記

福澤諭吉の自記

福澤諭吉の自記

福澤諭吉の自記

福澤諭吉の自記

福澤諭吉の自記

夕霧

事は出逢ふは縁の成るは必死の事なれば

心もなきは心もなきは

場を絶たす

ミブレニワルド

おれは人の世に

おれは人の世に

ミブレ

申すは

一は吾國の事

一は吾國の事

一は吾國の事

一は吾國の事

一は吾國の事

一は吾國の事

一は吾國の事

夕霧

外務省

外務省事務

事務

中

二面抄牙國公使の返書

此抄牙國公使の返書は、
公使の返書に、
公使の返書に、
公使の返書に、
公使の返書に、

公使の返書に、
公使の返書に、
公使の返書に、
公使の返書に、
公使の返書に、

事務

修約の事終つては、修約の改定は、
諸君の賛同を以て、断然と決す。此の通り、
御座り。昨午十月の御座り。御座り。

天皇陛下に御座り。今、修約の事、
御座り。御座り。御座り。御座り。
御座り。御座り。御座り。御座り。
御座り。御座り。御座り。御座り。
御座り。御座り。御座り。御座り。

天皇陛下に御座り。今、修約の事、
御座り。御座り。御座り。御座り。
御座り。御座り。御座り。御座り。
御座り。御座り。御座り。御座り。
御座り。御座り。御座り。御座り。

此の寺にありては海をわたりて
河内郡の地を治りて其の地を
奉給ふ事ありて其の地を
給ふ事ありて其の地を
給ふ事ありて其の地を

此の寺にありては海をわたりて

河内郡の地を治りて

此の寺にありては海をわたりて

此の寺にありては海をわたりて

河内郡の地を治りて

此の寺にありては海をわたりて
河内郡の地を治りて
此の寺にありては海をわたりて
河内郡の地を治りて
此の寺にありては海をわたりて
河内郡の地を治りて

外務省

Handwritten text in vertical columns, likely a document or report.

中日通商手続

一 領事官の手続

Main body of handwritten text in vertical columns, detailing procedures or regulations.

手続

陸軍部が、本年九月、
之、初めに、
出づる也

信託事務局長の役

多分、
子の日、

コトアレサントロフ

私的、
私的、

私的、
私的、

等

中日海軍

一、本國海軍の近況

一、本國海軍の近況、
本國海軍の近況、

本國海軍の近況、
本國海軍の近況、

本國海軍の近況、
本國海軍の近況、

本國海軍の近況、
本國海軍の近況、

本國海軍の近況、
本國海軍の近況、

本國海軍の近況、
本國海軍の近況、

外務省

足下の所方信を海軍派と評し之を侮る得
然るに其の所方信を海軍派と評し之を侮る得
誠ふ何れ也抑亦其意を察し其の如何なるに
以て之を評し之を侮る得と評し之を侮る得
之を侮る得と評し之を侮る得と評し之を侮る得
以上

志利國公使の代官の信

明治三十二年
三月廿一日

二一七セハルト

外務省の信
外務省の信

外

外務省

外務省

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申

一海軍大臣の任命に當り

以て海軍大臣に任ぜらるるに當り

其の職務に當りては

大臣の職務に當りては

大臣の職務に當りては

大臣の職務に當りては

大臣の職務に當りては

外務省

外務省

インリーカリツセ

外務省の御返書

四六

申上り申上りの御返書

一佛土の御返書

以て我々御返書に於て日本及び佛土の御返書に
以て我々御返書に於て日本及び佛土の御返書に
以て我々御返書に於て日本及び佛土の御返書に
以て我々御返書に於て日本及び佛土の御返書に
以て我々御返書に於て日本及び佛土の御返書に
以て我々御返書に於て日本及び佛土の御返書に
以て我々御返書に於て日本及び佛土の御返書に
以て我々御返書に於て日本及び佛土の御返書に
以て我々御返書に於て日本及び佛土の御返書に
以て我々御返書に於て日本及び佛土の御返書に

外務省

この間、於て古くは、昔年、この秘書人
民の利を以て、彼等が、此の、此の、此の、
此の、此の、此の、佛國、亦、亦、亦、
亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、
地、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、
亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、
亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、
亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、

明治五年、亦、亦、亦、佛國、亦、亦、亦、

コント、亦、亦、亦、

亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、亦、

亦、亦、亦、

月 務

辛卯月廿五日 備前守 藤原 経国

此後五年六月廿五日 藤原 経国
藤原 経国 藤原 経国 藤原 経国
藤原 経国 藤原 経国 藤原 経国
藤原 経国 藤原 経国 藤原 経国
藤原 経国 藤原 経国 藤原 経国
藤原 経国 藤原 経国 藤原 経国
藤原 経国 藤原 経国 藤原 経国
藤原 経国 藤原 経国 藤原 経国
藤原 経国 藤原 経国 藤原 経国
藤原 経国 藤原 経国 藤原 経国

月 務

外務省

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

各團

之般系物為各團、聘司、為派、也、せ、ら、し
副使中、多、機、本、人、者、元、左、右、の、大、久、保、利、通
ヲ内國、の、務、之、任用、ス、ル、一、要、用、ナ、リ
皇、帝、陛下、に、多、有、る、者、お、系、送、外、事
務、に、必、ず、降、下、り、帰、國、し、け、ん、む、を、受、け
外、に、副、使、に、任、命、し、候、務、の、様、子、を、初、て
申、上、國、に、有、り、候、事、國、の、存、に、於、て、亦、當、り

外務省

外務省

ツキノクニシテ
静カ

紀元二千四百三十二年一月一日

日中天皇陛下外務省

副島程臣

米英ヲ除クシテ

各國ニ使ヲ下

奉命十月十日
公使館王元子スナトウ

一 口傳書目録

一 口傳書目録

一 口傳書目録

一 口傳書目録

一 口傳書目録

口傳書目録

外務省

夕

一、
一、
一、
一、
一、
一、
一、
一、
一、
一、

辛未十月廿二日芽十字り於外務省寺島外
務大輔為蘭公使工ペー、フアントル、フトフェン
在橋記

大使 使者等事 寺使 使 於 該
判、種 始

台 殺 各 國 之 公 使 等 之 名 也 以
書 管 之 以 報 者 之 事 以 至 意 也 以
也 存 之 於 此 條 約 再 議 之 也 也

十 務 首

一 案之通る本國政府に中を以て
 瑞典公使の條に在りては
 以國之事情に不相心得の旨を
 文中に記す

三月の書留面を大至意を以て
 目録の條に記す

或は北東の地程を十里と限り
 多量我國人集りては

協約の制限なるは是を以て
 立す所なるは日本ハ右に
 規程に不立の各國之風と見
 以て才一見の如きと改革を以
 改定之條より極く此度各國
 手摺摺と熟議の上で改定
 事

乃又此の如き者も

相成つたに極力妥協するべく努力
同公の訂約を成案として同意
度い

此度改定之條約は清の領土を改定
し、一、越境と相諾し、一、事い

先在する英獨兩國使は、清に
河の條約書は各國同一の条約に
別

條約を各國とも其趣意を同一に作し、條
入達するのとき其展開の形に注意し、
使を以て其の地の條約と同様
に然く使を以て其の地の條約と同様
同て、其の如何と目的とを
其の或る條約は條約の最初
其の如何と目的とを

漢地利の新らしき所なく、整はるべき

も依りて可然い以後に其談判に不決
歸國後之事

其交渉に在りては

素に在議に談判を以て各領土の
執行に及ぶるに及ばざるなり
其の事柄を慣習に各國に法と素考
相裏し其在議決定に基礎を以て
あり

本國に於ては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに

固より其交渉に在りては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに
其交渉に在りては其談判に及ぶるに

煙明毛之税。出入港之税と廢止税
之故米國之輸出税を以て輸入税の
米の輸入税高に各國を以てその也彼
是系考之に其適宜因り以て

却る再化之法と日本と米
之不相成並に歐州各國
之る以て日本と米と成以國
性古より極めて開化し以て歐

洲各國之如く性昔々連綿して居
國律と以て學びし米の方宜し米
國の輸出税と米の輸入税と
増進しし米の輸入税と
南米戰爭の賣奴の起りし米の
其實ハ收税并物價と考く故
米國の之と目的と法とを以て各々

外務省

法を明瞭に述べたといふおそれ

の故に我政府の所談判しは

先づ条約書と各条同様に

事并日本全国との関を可

お成事

全国と為くとの語意を如何

或は港を為すといふ事ありし

来航し船中にて交易とする

比の接しに相對して措き

いし事以て必し外西人と

西人同様に取扱はるゝお成事

領事と支配とをいふ事

各地に於ては事いお成

事平人小同様に扱はるゝ

お成事と領事とをいふ

是れ条約外西人と日本領

去合なくしそ引きしとあり
よも強藩之人を引きしそあり
各公使の相談をよも扱ふそあり
以て同之を廣くしそあり
是と強藩の外人の借金と
返濟方を強藩のよも多し
以て仕法と条約面を書載し
る

何法に貨幣を拂ふそあり
手給いし大坂造幣寮の現物
と書載しそあり
米穀輸出の事と外人の
所ありし利益と
あり

外務省

三月四日、外務省に於て、
外務省に於て、
外務省に於て、

一、外務省に於て、

外務省

一、外務省に於て、
外務省に於て、
外務省に於て、

外務省

改定法書之政より是は方々其長源傳中なるに
一 改定の内程は若くは其の條々を改定す
少法書を改定するに其の條々を改定す
其の條々を改定するに其の條々を改定す
一 條々を改定するに其の條々を改定す
少法書を改定するに其の條々を改定す
少法書を改定するに其の條々を改定す

早

第四日言修治利は後出有言わ少延の中
字は大意

條約改定すは後出有言わ少延の中
其の條々を改定するに其の條々を改定す
少法書を改定するに其の條々を改定す
其の條々を改定するに其の條々を改定す
少法書を改定するに其の條々を改定す
其の條々を改定するに其の條々を改定す

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

中野重徳の遺書

この毎文は傳へて傳へしは其の如く云ふ
しるしも亦も其の如く云ふしるしも亦も
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ

其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ
其の如く云ふしるしも亦も其の如く云ふ

アタムス今春多言書漏し回言ふたむり
 しむかの事多むりし何しむ人夫ブラ
 ントむりし事多むりし何しむ人夫ブラ
 今の事多むりし何しむ人夫ブラ
 今春多言書漏し回言ふたむり
 しむかの事多むりし何しむ人夫ブラ
 今の事多むりし何しむ人夫ブラ
 今春多言書漏し回言ふたむり
 しむかの事多むりし何しむ人夫ブラ

其の事多むりし何しむ人夫ブラ
 今の事多むりし何しむ人夫ブラ
 今春多言書漏し回言ふたむり
 しむかの事多むりし何しむ人夫ブラ
 今の事多むりし何しむ人夫ブラ
 今春多言書漏し回言ふたむり
 しむかの事多むりし何しむ人夫ブラ
 今の事多むりし何しむ人夫ブラ
 今春多言書漏し回言ふたむり
 しむかの事多むりし何しむ人夫ブラ

十卷

外務省

海軍の捕鯨船の調査に
おける海軍の捕鯨船の調査に
おける海軍の捕鯨船の調査に

明治三十二年

申口自來水給水所
大正十一年五月
己丑下口五五五五五五

一 修繕費
二 燃料費
三 雑費

十

夕積

客下より出ぬ一内なるも改められたる
初めは格二番の御書に申す如く
客の御書に申す如く改められたる
客の御書に申す如く

客の御書

一客の御書に申す如く改められたる
客の御書に申す如く
客の御書に申す如く
客の御書に申す如く

客の御書に申す如く改められたる
客の御書に申す如く
客の御書に申す如く
客の御書に申す如く
客の御書に申す如く
客の御書に申す如く
客の御書に申す如く
客の御書に申す如く

一 支那の領土に對する主權を主張する事

支那

一 支那の領土に對する主權を主張する事

一 支那の領土に對する主權を主張する事

一 支那の領土に對する主權を主張する事

一 支那の領土に對する主權を主張する事

一 支那の領土に對する主權を主張する事

一 支那の領土に對する主權を主張する事

一 支那の領土に對する主權を主張する事

一 支那の領土に對する主權を主張する事

一 支那の領土に對する主權を主張する事

一 支那の領土に對する主權を主張する事

支那

一 支那の領土に對する主權を主張する事

一 支那の領土に對する主權を主張する事

一 支那の領土に對する主權を主張する事

一 支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、
中絶するに當りては、領土の擴張を以て、
支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、

一 支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、
中絶するに當りては、領土の擴張を以て、
支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、
支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、
支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、

支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、

支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、

支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、

支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、

支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、

支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、

支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、

支那の領土を侵すに當りては、領土の擴張を以て、

あつた

一 夫より一課の事、前記の如き事、

遠くより

一 地元の事、前記の如き事、

山内より

一 此座より、前記の如き事、

飛鳥

一 前記の如き事、前記の如き事、

一 先づ、前記の如き事、

一 此を、前記の如き事、

山内

一 夫より、前記の如き事、

一 前記の如き事、前記の如き事、

山内

一 夫より、前記の如き事、

山内

一 初めに日本の大臣が参事官に参る

一 初めに参事官の地位を確立する

一 参事官の法制定りし國を参事官に参る

参事官の地位を確立する

一 参事官の地位を確立する

参事官の地位を確立する

参事官の地位を確立する

参事官の地位を確立する

一 参事官の地位を確立する

参事官の地位を確立する

一 参事官の地位を確立する

参事官

一 参事官の地位を確立する

参事官の地位を確立する

一 参事官の地位を確立する

参事官の地位を確立する

一 對 信 書 之 細 目 之 考 也

一 信 判 之 考 也 考 其 始 末 之 極 也 考 其 始 末 之 極 也

考 其 始 末

一 考 其 始 末 之 考 也 考 其 始 末 之 考 也

考 其 始 末 之 考 也 考 其 始 末 之 考 也

考 其 始 末 之 考 也

一 考 其 始 末 之 考 也 考 其 始 末 之 考 也

一 考 其 始 末 之 考 也 考 其 始 末 之 考 也

考 其 始 末 之 考 也 考 其 始 末 之 考 也

考 其 始 末 之 考 也 考 其 始 末 之 考 也

一 考 其 始 末 之 考 也 考 其 始 末 之 考 也

一 考 其 始 末 之 考 也 考 其 始 末 之 考 也

考 其 始 末 之 考 也 考 其 始 末 之 考 也

考 其 始 末 之 考 也 考 其 始 末 之 考 也

考 其 始 末 之 考 也 考 其 始 末 之 考 也

一 考 其 始 末 之 考 也 考 其 始 末 之 考 也

控書其の事は悉く其の事等形に

由りて其の事等形に其の事等形に

改定の後其の事等形に

一 其の事等形に其の事等形に

一 其の事等形に其の事等形に

其の事等形に

一 其の事等形に其の事等形に

副使の事等形に其の事等形に

以て其の事等形に其の事等形に

其の事等形に其の事等形に

一 其の事等形に其の事等形に

一 其の事等形に其の事等形に

其の事等形に其の事等形に

其の事等形に其の事等形に

其の事等形に其の事等形に

一 其の事等形に其の事等形に

一 支那の領土主権を認めざる事

一 支那の領土主権を認めざる事

一 支那の領土主権を認めざる事

一 支那の領土主権を認めざる事

支那の領土主権を認めざる事

申す自午の於に務省副官の事務卿兼團
役員に於ては、支那の領土主権を認めざる事

一 支那の領土主権を認めざる事

支那の領土主権を認めざる事

一 支那の領土主権を認めざる事

一 支那の領土主権を認めざる事

支那の領土主権を認めざる事

権を以てありて之を大に保護せしむる者
 一旦此等國は保護する者ありては
 論者も亦中調者も此等保護に已
 らざるが如き其民は其民として一他は
 諸國は此國を以て其方より其國を
 之は其國の利益を以て其國を以て
 其國を以て其國を以て其國を以て
 其國を以て其國を以て其國を以て

輸入税と輸出とを以て其國を以て
 方利を以て其國を以て
 一其國の方は其國を以て其國を以て
 其國を以て其國を以て其國を以て
 其國を以て其國を以て其國を以て
 其國を以て其國を以て其國を以て
 其國を以て其國を以て其國を以て
 其國を以て其國を以て其國を以て
 其國を以て其國を以て其國を以て

外務省

係一其は後なりと云ふ

自下より仕官者千兩以上之給
料と課金との二分五厘之給料を細
めり千兩以下ハ窮民ノ屬ノ者ハ
給料不取之旨科を立千兩ノ給料ハ其
之内千兩ノ一立之する部内ニ其
以千兩以上ノ給料納め
此等西洲におわく大抵より以給料後

判りしハ其ハ各町よりハ必給入税減
一方ニ其ノ下ニ立其國よりハ納税ノ
為ニ其ノ下ニ決之ハ給料ハ十ニ其ノ下
以方其ノ下ニ其ノ下法其ノ下其ノ下西洲
之ハ法判之ハ其ノ下其ノ下其ノ下
昨年 横濱港より其ノ下其ノ下其ノ下
其ノ下其ノ下其ノ下其ノ下其ノ下其ノ下
西洲 其ノ下其ノ下其ノ下其ノ下

外務省

一 此等之方 之税をせむは 出方より 之税を法
之新なるより 之税別 之方より 考へられ
之方より 可なり

一 夫に 米と 胡椒の 法を 之より 別は 日
本より 更なる 之の中

一 米と 胡椒の 輸入を 之税を せむは 若し
或は 在る 胡椒 輸入 之方 之税 亦る 亦る
之税を せむは 亦る 亦る 亦る 亦る 亦る

以て 制 法を 之より 之より 之より 之より 之より
至極 之より 之より 之より 之より 之より

成り

一 復に 海より 之より 之より 之より 之より 之より

之より 之より 之より 之より 之より 之より 之より

之より 之より 之より 之より 之より 之より 之より

之より 之より 之より 之より 之より 之より 之より

之より 之より 之より 之より 之より 之より 之より

夕 秋 月

一 英米 五十年 之 際 會 同 裁 判 事 務 者

之 二 十 年 之 約 事 務 者 之 約 事 務 者

一 裁 判 事 務 者 之 裁 判 事 務 者

之 裁 判 事 務 者

一 裁 判 事 務 者

一 アラバ 又 一 件 之 裁 判 事 務 者

上 裁 判 事 務 者 之 裁 判 事 務 者

裁 判 事 務 者 之 裁 判 事 務 者